

第3部
基本計画

第1章

みんなで共に進めるしくみをつくろう

～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～

1 . 市民主体のまちづくりの推進

現状と課題

< 市民参加の推進 >

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政が対等の立場で力をあわせ、考え、課題に取り組み、行動していくことが必要であり、行政は市民、行政区、地域まちづくり協議会、企業やNPO*ボランティア組織などの市民活動団体と協働することが求められています。また、市民などがまちづくりの主体として、地域の発展や課題解決のために、自らできることに主体的に取り組む意識が培われていくことが重要です。

これまでも行政情報の提供、政策立案過程における市民の参加などを積極的に進めてきましたが、さまざまな分野における市民の自発的な活動を促進していくため、地域まちづくり協議会の設立を進めるとともに、活動の法的拠点となる「湖南省地域まちづくり協議会条例」を平成 26 年（2014 年）に制定しました。

今後も、地域まちづくり協議会の活性化とともに、市民の意見を行政に反映させるしくみの一層の充実を図り、積極的な市民参加と開かれた行政を推進する必要があります。

< 地域コミュニティの支援 >

本市では 43 の行政区があり、区ごとに自治会などが編成されています。市民参加のまちづくりを進めるにあたっては、区などの地域コミュニティが重要な役割を担うことから、その活動に対する支援や協働に向けたしくみづくりが必要となっています。

また、地域におけるまちづくりの主体として、平成 19 年（2007 年）6 月から、順次、7 つの地域まちづくり協議会が設立されました。

一方で、日常生活においては市外への通勤・通学者が多く、地域に根ざしていないこと、また単身世帯や若年世代の家族が多いことなどから、地域の帰属意識や連帯感が希薄となりつつあり、区・自治会へ参加しない地域住民も少なくない状況です。また、活動の中心となる人材を育成する「まちづくり講座」を開催していますが、参加者が地域まちづくり協議会役員などに固定化しているため、新たな人材の掘り起こしが急務となっています。

このように地縁の共同体としての結びつきが希薄になりつつある現状を踏まえ、地域まちづくり協議会などとの連携や支援を通じて今日的な地域コミュニティ意識の醸成と、年代や就労形態に関わりなく参加できる組織づくりに取り組む必要があります。

< 市民活動の連携 >

子育て、リサイクル運動、文化芸術活動など目的に応じて組織された市民活動団体は、新たなまちづくりの担い手として社会的役割が期待されています。特に、学校と連携することで、中学生がまちづくりフェスタなどの各事業にボランティアとして参加できるようになり、子どもの頃から市民活動に関心が持てる機会を確保しています。地域のまちづくりの主体である地域まちづくり協議会などとの連携のあり方を検討するとともに、市民活動団体がさらに活性化していくよう、支援の充実に努める必要があります。

< 市民、企業、行政の協働事業の推進 >

地域まちづくり協議会は地域おこし協力隊^{*}、劇団こなんヒストリアやふれあい広場といった団体同士でコラボレーションし活動しています。しかし、新たな公共の担い手として設立された地域まちづくり協議会においては、企業、行政との協働体制をさらなる強化、定着していく必要があります。また、コミュニティビジネス⁹についても特産品の開発では一定の成果はあげていますが、生産能力、コスト、販路などが課題となり、地域の活性化まで繋がっていない状況です。

今後も多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、指定管理者制度¹⁰の一層の活用や改善を図るなど、公的サービスの提供に市民活動や企業活動の柔軟性や独創性が発揮されるように、市民、企業と行政の協働事業を拡充する必要があります。

< 行政情報の公開と市政への参画促進 >

各委員会、審議会などの会議の積極的な公開を今後も進めていくとともに、各種の行政計画に市民の意向を反映するため、その策定過程において検討委員の公募やパブリックコメント¹¹を実施しています。平成24年度(2012年度)からは、市民の意見や提案を市政に反映するとともに、対話を通して市政への理解を深めることを目的としたタウンミーティング¹²の開催、市長への手紙などにより市政への参画を促進しています。

また、市民との行政情報の共有化は自治運営と市民参加のまちづくりの基本といえます。「情報公開条例」を制定し、公文書公開請求に基づき、行政情報を公開しており、定期的に制度を見直すなど市民が利用しやすいように改善に取り組む必要があります。

⁹ コミュニティビジネス...地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

¹⁰ 指定管理者制度...福祉施設、教育・文化施設、体育施設などの公共施設の管理運営を、民間事業者などの団体が行うことにより、住民サービスの向上や経費の節減などを図る制度。

¹¹ パブリックコメント...まちの重要な計画などを策定していくなかで、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。

¹² タウンミーティング...市民と意見交換する中から、意見や提案を市政に反映させていくとともに、対話を通して市政への理解を深めていただくことを目的としている。

施策

1 市民協働制度の充実

「地域まちづくり協議会条例」を活用し、市民と行政の協働を一層拡充するとともに、地域まちづくり協議会の活動を推進します。

2 地域コミュニティの支援

指定管理者制度を導入し、地域に根差したまちづくりセンターの運営による地域まちづくり協議会の活性化を図るとともに、市民活動団体などの参画を含めた「まちづくり講座」を活用した人材育成を支援します。

地域まちづくり協議会の活動方針や役割、活動計画などを明らかにする「地域コミュニティプラン」の策定を通じて地域課題の整理とニーズの把握を促進、支援するとともに、地域からの要望に応じて「地域コミュニティプラン」に基づく主体的な地域づくり、自力での解決へ向けた協働や助言に努めます。

青少年の健全育成、地域福祉、防犯、防災など地域課題への関心を高めるための情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、地域ごとの伝統行事や祭り、イベントなどへの支援を充実します。また、まちづくりセンターなどを活用して、子どもや親、高齢者が気軽に立ち寄れる身近な場づくりを促進します。

3 まちづくり活動団体相互の連携の促進

区はもとより、地域まちづくり協議会、市民グループ、ボランティア組織、企業、NPO*などが一堂に会せるフォーラムなどを開催し、相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるネットワークづくりを促進します。

まちづくり活動団体の活動実態を把握したうえで、多様な活動主体による協働のまちづくり計画の策定などに取り組むとともに、活動支援や活動場所の確保、行政との情報の共有化を図ります。

今後も学校教育や社会教育などを通じたボランティア精神の高揚によって人材育成を図ります。

4 市民、企業、行政の協働事業の推進

NPO*やボランティア組織、企業などとの協働に努め、協働事業の拡充やコミュニティビジネスの推進を図ります。このため、専門家の派遣や学習支援など人材育成と情報提供などの支援に努めます。

地域まちづくり協議会、民生委員児童委員、福祉法人、商工会などの産業団体との意見交換の場を設け、協働によるまちづくりの必要性について認識の共有化を図ります。

5 市民参画の促進

市民からの市政に対する意見・提案機会を確保するため、タウンミーティングやパブリックコメントなど広聴事業の事業評価を行いながら、内容の充実を図り、市民の参加を促進します。

各種行政計画策定などのための各委員会、審議会委員の公募制度拡充により、市政への市民参画を促進します。

6 行政情報の公開

公正で開かれた市政推進をめざし、「情報公開条例」のもとに、個人情報の保護などに留意しながら、行政施策の計画やその評価結果などさまざまな行政情報の公開を自主的・積極的に進めます。

情報公開制度の定期的な点検を実施し、市民がより利用しやすい制度に向けた取り組みを進めます。

広報紙やホームページ、フェイスブックなどの一層の充実を図り、市民の暮らしにつながる行政情報の拡充と住民の目線で、わかりやすい広報に努めます。

パブリシティ¹³に対する意識を全庁的に高めるとともに、活用しながらイベントなどさまざまな情報の迅速な公開を積極的に進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

まちづくりに関心を持ち、参加機会を積極的に活用しましょう。

地域の課題に主体的に取り組ましましょう。

地域まちづくり協議会や区・自治会、子ども会などの地域団体の運営に積極的に参加しましょう。



まちづくり講座

¹³ パブリシティ...企業・団体・官庁。自治体などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動のこと。

2. すべての人の人権尊重の推進

現状と課題

<人権尊重意識の醸成>

「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、すべての市民のための人権擁護施策を進めています。平成 17 年度（2005 年度）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

また、人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて平成 20 年度（2008 年度）には「湖南省人権擁護総合計画」および「湖南省ほっとはーとプラン（湖南省同和対策基本計画）」、平成 23 年度（2011 年度）に「湖南省学校・園人権教育基底プラン」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）に「湖南省人権教育推進計画に基づく実施計画」を改訂しました。

しかし今もなお、部落差別をはじめ、障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人などに対する社会的、個人的な人権侵害や差別事象が後を絶ちません。加えて、コミュニティサイトなどを利用したインターネット上での悪質な人権侵害が多発しています。

このため、あらゆる差別の解消に向け取り組んでおり、市民全体の人権意識を高めることを基本として、差別事象が発生する背景も確認しながら、それぞれの立場を正しく理解するための啓発活動をより一層推進しています。それとともに、行政全体で人権尊重の精神に根ざした施策を進め、その理念を市民各層に十分浸透させる必要があります。

<人権・同和施策の推進>

「地对財特法¹⁴」が平成 14 年（2002 年）3 月末に失効したことから、本市ではそれまで行ってきた施策を一般施策として進めてきました。今後も教育、福祉、就労など生活のさまざまな面において必要な支援施策の充実が求められています。

地域総合センターは、地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、生活における各種相談に応じています。さらに相談内容の実態把握と解決に努めるとともに、相談を受ける側のスキルアップと人権感覚の向上、カウンセリングなどの専門的な知識と技能の習得が求められています。

また、地域総合センターは、老朽化が進んでいることから、計画的に改修整備を進める必要があります。

¹⁴ 地对財特法...「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の略。

< 相談体制の充実 >

市役所においてはさまざまな人権に関する相談が寄せられており、あらゆる部署・機関で相談体制を充実させる必要があります。また、市民が抱える悩みや問題について身近で気軽に相談できる支援体制を確立する必要があります。

< 「非核平和都市宣言」の啓発 >

平成 17 年度（2005 年度）に、あらゆる国の核兵器の廃絶を訴え、人間の尊厳を守り、基本的人権の尊重と恒久平和を求めるため「非核平和都市宣言」を採択しました。

また、同年から毎年開催されている平和祈念のつどいは平和であることの尊さを学び、市民の関心を喚起しています。

平成 21 年度（2009 年度）に核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、環境保護のために努力することによって世界恒久平和実現に寄与することを目的とする「平和首長会議」の基本理念や活動趣旨に賛同し、当会議に加盟しました。

今後も「非核平和都市宣言」の啓発や平和祈念のつどいの開催を進める必要があります。

施策

1 人権尊重意識の醸成

人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて、引き続き関係機関と連携しながら啓発事業を展開し、家庭・地域・学校・企業における人権意識の高揚を図ります。特に、学習会についてはアンケートなどにより市民のニーズを把握し、満足度の高い学習内容となるよう充実を図ります。

施策の実施状況を評価するとともに、「湖南省学校・園人権教育基底プラン」を全教職員、保育士に周知し、内容の実践を推進します。

ユニバーサルデザイン¹⁵の視点に立って人権問題についての正しい理解・認識する力を培い、実践につなぐために、啓発講座やあらゆる機会を活用した人権に関する学習の一層の充実を図ります。

¹⁵ ユニバーサルデザイン...年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

2 人権・同和施策の推進

学校、地域、行政をつなぐ機関である湖南省人権・同和教育推進協議会と連携し、人権・同和問題の解決に向けて研修、啓発活動を進めます。

地域総合センターについては、同和地区やその周辺地域住民を含めた地域社会全体のなかで、地域に密着した福祉センターとしての活動を充実します。

一人ひとりが真に自立した人間として社会参画できるように、持続可能で多角的な自立支援施策を推進します。

地域総合センターの改修などを計画的に進めます。

3 相談体制の充実

市役所においては、各課における相談窓口との連携により、だれもが利用しやすい、市民の立場に立った相談体制の充実を図ります。

研修への参加などにより、担当職員や相談員の資質の向上に努めます。

部落差別、児童虐待、DV*（ドメスティック・バイオレンス）、外国人差別など、あらゆる人権擁護にかかる相談に的確かつ迅速に対応し、被害者保護や早期解決を図るため、関係機関・団体などと密接な連携を図ります。

4 「非核平和都市宣言」の啓発

戦後世代が多くなる市民が各々の立場で平和について考えられるよう努めます。

核の拡散・テロ・地域紛争など多様化・複雑化する世界情勢に応じて市民の平和問題への関心を喚起し、市民とともに考え、人権・平和を尊重し、ともに生きる社会の構築をめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

人権問題と世界平和を身近な問題としてとらえ、「湖南省人権尊重都市宣言」「非核平和都市宣言」のもとに、あらゆる差別と人権侵害を許さず、常に人権尊重と世界平和の心を持って行動しましょう。

行政などが開催する人権学習の機会や啓発活動に参加するなど、人権問題について主体的に学びましょう。

3 . 男女共同参画の推進

現状と課題

< 男女共同参画の啓発 >

すべての人が、人間として尊重されながらともに生きる社会の実現のためには、男性と女性が等しく能力を十分に発揮しながら社会参加を果たせる男女共同参画社会の実現が求められます。本市ではより実態に即した取り組みを進めるため、平成 25 年度（2013 年度）より商工会・工業会から男女共同参画リポーターに参加してもらうことで、労働者の意見を聴取するとともに、事業所・職場への意識改革を促しています。

平成 27 年（2015 年）には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。未だに、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識は残っており、雇用の場においても多くの課題があります。男女間の賃金格差や雇用処遇体系の見直しなど、女性の就業支援に対する取り組みが必要です。

市民に対し、男女が互いを尊重しあうための啓発や講座を行っていますが、今後もこれらを一層充実していく必要があります。

< 女性の社会参加の促進 >

女性の社会参加を支援するため、出産・育児と仕事の両立や保育園の利用についても相談を受け、関係課と連携して対応するとともに、こなんし子育てガイドブック*、湖南省子育て応援サイトココフレ* などにより子育て支援サービスの情報提供を行っています。

市の審議会や委員会への女性登用については、各課で取り組んでいるものの、分野によっては難しい状況にあります。しかし、今後も女性登用を促すための計画的な取り組み、女性の人材育成と能力開発のための学習や研修機会の提供、女性が地域や企業で持てる能力を発揮できるための支援などが必要です。

< 相談および支援体制の充実 >

相談については、どこに相談したらよいかわからず、ひとりで悩む相談者がまだ多く存在すると考えられます。

家庭、地域、職場において女性が抱える社会的問題や、女性特有の心身の健康に関する問題を受け止め、解決や自立へ導く相談体制の更なる充実と支援体制が必要です。

< 女性に対する暴力と人権侵害の根絶 >

DV^{*}やあらゆるハラスメント¹⁶の被害については、どこにも相談できず悩んでいる被害者が多く存在すると思われます。

暴力は犯罪であり重大な人権侵害となることを受け止め、DV^{*}、セクシャル・ハラスメント^{*}など女性に対する人権侵害からの救済と、このような問題について市民の意識を高める啓発が必要です。

施策

1 男女共同参画の啓発

男女共同参画社会の実現に向け、着実かつ効果的に施策を展開します。

職場における性別による役割分担意識の改善と女性の職域拡大の推進、育児休業の普及など、男女の平等な機会確保に向けた啓発を推進します。

家庭、地域、学校、企業などにおいて男女共同参画の啓発や男性の家事、育児、介護への参加を促します。

2 女性の社会参加の促進

妊娠から育児に至るまで母子保健サービスと子育て支援サービスを充実し、広く情報提供することにより、出産・育児と仕事の両立、地域や社会への参画がしやすい環境整備を図るとともに、女性のための研修機会の充実に努めます。

市の審議会や委員会への女性登用を促すとともに、市役所内においても管理的職務や政策決定の場に女性職員を登用する体制の確立を図ります。

地域コミュニティ活動において、意思決定の場への女性の参画や女性の活動機会の拡充が進むよう、区・自治会、市民団体などへ働きかけます。また、地域に出向いて講座を行うなど、より身近な場での啓発に取り組みます。

¹⁶ ハラスメント...他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

3 相談および支援体制の充実

あらゆる機会を利用し、相談窓口の情報提供を行います。
相談内容が多様であることから、個別の問題についてより専門的に対応できるように関係機関と密接な連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

4 女性に対する暴力と人権侵害の根絶

DV*を未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてDV*に対する認識を深めるための広報・啓発を推進するとともに、被害者のための相談窓口の充実と緊急避難への対応、実態把握、自立支援を進めます。
セクシャル・ハラスメント*やストーカー行為、さまざまなメディア上の表現など、女性に対する性差別や人権侵害をなくすための広報や啓発、指導を警察などの関係機関と連携して充実します。

みんなで進める身近な取り組み例
家庭で話しあい、協力して、家事、育児、介護などを行いましょう。
地域活動や職場において、性別に関係なく、能力を発揮できる環境づくりに協力しましょう。



ひとひと
女と男ゲットパートナーいきいき講座

4 . 特色あるふるさとづくり

現状と課題

< 移住・定住の推進 >

長年増加傾向にあった湖南省の人口ですが、近年では転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、人口減少が始まっています。過度の人口減少を抑制し、将来的に人口を安定させるためには、移住・定住の促進が必要です。

移住者は、雇用や住環境、子育て環境など、さまざまな情報をもとに定住先を決定します。これらの情報を的確に希望者へ伝え、湖南省の魅力を知ってもらうための環境整備が必要です。

< ふるさとへの愛着づくり >

進学や就職で湖南省を離れる若者が多くなっています。市民が住み続けたい、いったん湖南省を離れても湖南省で働きたい、湖南省に戻りたい、と思えるふるさとづくりが必要です。これまでも、心の充足を感じることができる地域社会の実現をめざして、人を思いやり支えあう気持ちを通して人と人の心をつなぐ「心のインフラづくり」事業など進めてきました。今後も、特色あるふるさとづくりに取り組み、より一層のPRに努めます。

< 地域間交流の推進 >

北海道比布町、鳥取県北栄町と友好交流提携を結び、地域まちづくり協議会、商工団体や職員の相互派遣交流など新たな交流機会を生み出しています。また、複数の都市と災害時相互応援協定を結んでおり、災害時には救援物資の提供などを行うこととしています。

今後も、さまざまな分野での地域間の交流を推進していくことが必要です。

施策

1 移住・定住の推進

移住の受け皿となる環境整備とともに、求人情報や生活情報、空き家をはじめとする住まいの情報など、移住・定住情報を一元化し、わかりやすく情報を発信します。

地域おこし協力隊*の活動を通じて、移住・定住を推進するとともに、地域の魅力発見、魅力発信に努めます。

2 ふるさとへの愛着づくり

「心の豊かさ」を求め、人と人の心をつなぐことで、人や地域の支えあう気持ちを育み、特色あるふるさとづくりを進めます。

湖南省を転出されたかたや大都市住民などに、ふるさとを応援するしくみとして、「ふるさと納税*」があることをPRしていきます。

3 地域間交流の推進

友好交流提携を結んだ2町との交流を推進するとともに、多くの市民が行き交うような施策を検討します。

みんなで進める身近な取り組み例
地域のイベントなどには積極的に参加しましょう。
地域で新しい住民をあたたかく迎え入れましょう。



地域おこし協力隊*の活動（サツマイモの空中栽培）



地域おこし協力隊*の活動（イベントへの参加）

5 . 多文化共生のまちづくり

現状と課題

< 啓発と交流機会の充実 >

平成 23 年度（2011 年度）に「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」を制定し、それと同時に国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認めあい、地域の一員として共に生きるための湖南省多文化共生推進プラン「With KONAN Plan」を策定しました。

平成 26 年度（2014 年度）の湖南省国際協会主催のワールドフェスタでは、外国人市民* に対し、市で作成した「外国人向け緊急カード」の配布や区・自治会加入を呼びかけ、平成 27 年度（2015 年度）のフェスタでは外国人向けアンケートを行いました。市主催の「うちなる国際化フォーラム」では、市民に対し、外国人市民* への理解を働きかけています。

プランに基づき具体的な取り組みを進めるとともに、真の多文化共生社会の実現に向け、さらに相互理解を深める交流機会や学習・啓発が必要です。

< コミュニケーション環境と生活支援の充実 >

本市では広報や案内、窓口業務をポルトガル語でも行っていますが、市内に滞在・在住する外国人のなかには、言葉や文化、制度の違いなどにより日常生活に困難を感じている人が多く見受けられます。

このため、平成 22 年（2010 年）5 月に多文化共生社会推進本部会議で決定した「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に基づき、外国人市民* が情報弱者とならないような情報提供を行うことが重要です。平成 26 年度（2014 年度）には、通訳、翻訳および相談の各業務が正確かつ円滑に行えるよう通訳者のためのマニュアルを作成しました。

また、多様な外国人市民* に対応していくため、全ての職員が「やさしい日本語」を活用していくことが必要です。

< 国際交流の推進 >

国際化に対応できる人材育成のため、南米語学学習事業を実施し、キーパーソンの育成を推進しています。また、湖南省親善特派員の滋賀県ミシガン州友好親善使節団への参加およびホームステイ受け入れについての市民に対する助成制度を創設しました。地域に根ざしたきめこまやかな国際交流と多文化共生をめざした活動を実施している湖南省国際協会に対しては、補助金や職員の連携による支援を行っています。今後も、国際化に対する市民意識の高揚を図るとともに、人材の育成に努める必要があります。

施策

1 啓発と交流機会の充実

日本での生活や習慣、文化などを身近な人に伝えたり、日本文化と外国人市民*を結んだりする外国人市民*ボランティア「文化の通訳」制度の活性化と登録者の増加を図ります。

市や地域のまつりなどイベントの計画段階から外国人市民*が参画し、日本人市民との交流を深め地域社会に溶け込む機会を設けます。

2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

広報物やホームページ、案内板などの多言語化や職員の語学研修機会の拡大を図り、市内に滞在・在住する外国人のための生活情報提供の充実に努めます。

「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」の各部署での運用についてチェック体制を整備し、外国人市民*に向けた的確な情報提供を行います。

文化や国籍の違いから生じる地域の問題を地域自らが解決するための支援を行います。

通訳のためのマニュアル活用および通訳者同士の情報共有を図るための連絡会議を行います。

職員向けの「やさしい日本語講座」を開催し、全ての職員が「やさしい日本語」を活用できるよう取り組みます。

3 国際交流の推進

絵画を通じた国際交流として平成8年（1996年）1月から始まったセントジョーンズ市湖南省児童・生徒絵画展絵画コンクールを今後も継続していきます。

湖南省国際協会を支援するとともに協働で多様な交流事業の企画・運営などを進めます。

湖南省が誇れる自然、歴史、文化の多言語での情報発信を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

お互いの言語、文化の違い、個性を認めあって、ふれあい豊かな地域づくりをしましょう。

ふれあいの地域づくりのため、「こんにちは」、「ありがとう」など、日常のあいさつを交わしましょう。



昼間の日本語教室



夜間の日本語教室



外国人のための避難所訓練

6 . 情報ネットワークの構築

現状と課題

< 電子行政サービスの充実 >

「湖南タウンメール¹⁷」の市民の感心度を高めるため、広報紙掲載、学校、地域への説明などを実施しています。市民サービスの利便性向上のため、平成 27 年（2015 年）2 月から全国のコンビニエンスストアから住民票、印鑑証明、戸籍証明、税所得証明を発行できるようにしています。

市民と企業と行政が暮らしや経営に役立つさまざまな情報の共有を図り、行政情報の提供などの一層の利便性向上を進めるとともに、業務の簡素化・効率化を図るため、電子行政サービスを充実する必要があります。

< 地域情報化の推進 >

情報通信技術の双方向性を活用して、市民と企業と行政が情報共有を図っていくための取り組みが求められています。このため、まちづくりセンターなどの市民活動拠点や福祉、医療などのサービス拠点、企業などにおける情報基盤の強化とネットワークによって、行政サービスの提供と地域コミュニティ活動への有効活用ができるよう地域情報化を図る必要があります。

< 安全で利用しやすい情報環境の整備 >

本市においては、社会保障・税番号制度にも対応した庁内ネットワークの見直しを実施し、通信機器の統合による一元管理とセキュリティレベルの向上を図っています。高度情報化が進むなかで個人情報の流出などが社会問題となっている現在、セキュリティ対策と個人情報保護について十分な対策を行う必要があります。

また、だれもが容易に等しく情報が得られる情報環境の実現に努める必要があります。

¹⁷ タウンメール...緊急情報や防犯情報など、希望する情報を申し込んだ人にだけ携帯電話やパソコンなどへメールで配信するサービス。

施策

1 電子行政サービスの充実

利用状況などから費用対効果を検証しながら、情報通信技術の活用による各種の申請・手続きの簡素化に努めます。

日常の暮らしや防犯、学習、福祉などの情報化を進めるとともに、「湖南タウンメール」の活用促進、改善などを行い、市民にとって有効で使いやすい情報サービスの提供になるよう努めます。

市民サービスの利便性の向上を図るため、情報通信技術を有効に活用した電子行政サービスを展開し、さらに、インターネットを活用した広報の充実、情報アクセスの利便性を高めます。

平成 27 年（2015 年）10 月のマイナンバー制度¹⁸（社会保障・税番号制度）実施により、平成 28 年（2016 年）1 月から発行された個人番号カードでのコンビニエンスストアにおける証明書の交付について啓発します。また、マイナポータル¹⁹を活用した市民サービスを検討します。

2 地域情報化の推進

行政情報サービスについては、投資効果と利便性など総合的な判断により可能な範囲で利用拡大を図ります。また、庁内保有の地図システムから災害情報などを視覚的にわかりやすい公開型GISとして発信することを検討します。

地域コミュニティ活動や市民活動、企業活動における地域情報ネットワークへの参加と有効活用を進めます。

¹⁸ マイナンバー制度...住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

¹⁹ マイナポータル...別名「情報提供等記録開示システム」といい、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や自分に対しての必要なお知らせ情報などを自宅のパソコンなどから確認できるもの。

3 安全で利用しやすい情報環境の整備

インターネットや市内ネットワークなどの情報通信網を活用し、効果的な行政情報を提供できるように進めるとともに、市民サービスの利便性の向上を図ります。また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）導入により、特にセキュリティに関しては最大の関心を持ち、情報持ち出し対策、漏えい防止対策などの適切な対応に努めるとともに、セキュリティポリシー²⁰の見直しを実施するなど、市民が安心してサービスを受けることができる環境整備を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

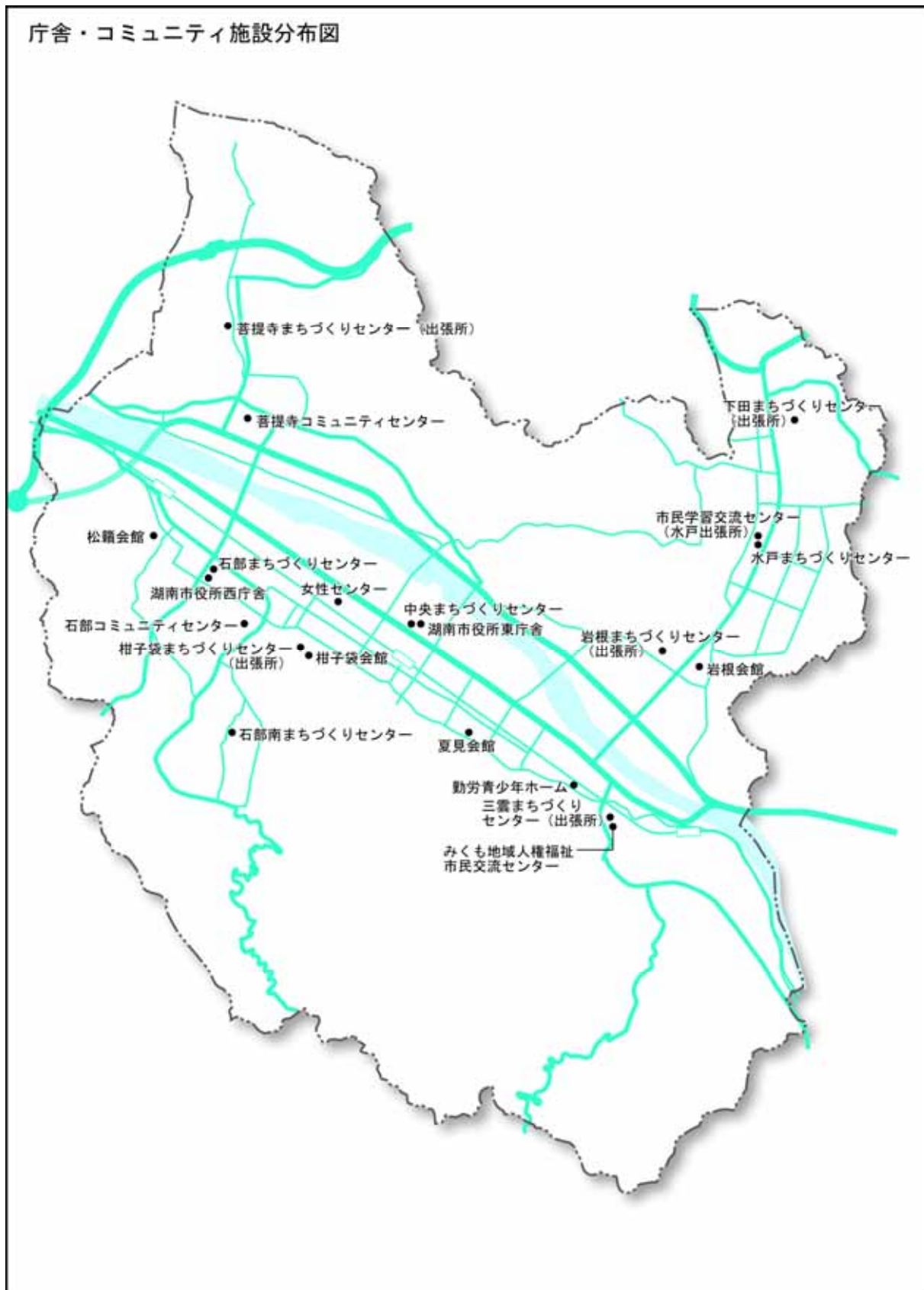
市のホームページ、湖南タウンメールを日常的に利用しましょう。

自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めましょう。

個人情報や人権、プライバシー侵害に関心を持ち、その保護に努めましょう。

情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように、情報活用能力を身に付けましょう。

²⁰ セキュリティポリシー…組織において、資産でもあるさまざまな情報が、情報技術によってコンピューターや電子媒体に集約され、管理・統括されている状況下で、それらの情報を守るための対策や規約を文章化し、まとめたもの。



ともにめざす目標指標

第1章 みんなで共に進めるしくみをつくろう

| 施策 | 指標名 | 現況 | 目標 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|--------------------|-----------|--------------------------------------|
| | | 平成 26 年度末 | 平成 32 年度末 | |
| 市民主体のまちづくりの推進 | 地域まちづくり協議会が主体となる協働事業数 | 53 件 | 100 件 | |
| すべての人の人権尊重の推進 | 参加者アンケートで「大変良かった」、「良かった」と回答する人の割合の合計 | 80% (H22～26の平均) | 90% | 人権教育研究大会・出あい・気づき・発見講座・青年集会での参加者アンケート |
| 男女共同参画の推進 | 委員会などへの女性委員の登用の増加 | 29% | 40% | |
| 特色あるふるさとづくり | 転入超過数 | 1人/年 | 100人/年 | 住基台帳登録人口 |
| 多文化共生のまちづくり | 多文化共生に関わる研修会参加人数 | 16人 | 50人 | |
| 情報ネットワークの構築 | 湖南タウンメール利用促進(登録者数の増加) | 8,700件 | 12,800件 | |

「 」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。
 「アウトプット指標」：事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。
 「アウトカム指標」：行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。

